

キラリ

ぐんまの水環境

第 16 号

令和2年3月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関
発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222
住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 1120-1 FAX 027-280-3331

浄化槽の「清掃」ってなんですか？



浄化槽の放流水をいつもきれいに保ち、 そして浄化槽を長く使用していくためよ！

浄化槽の清掃は毎年1回※実施することが法律で義務付けられています。

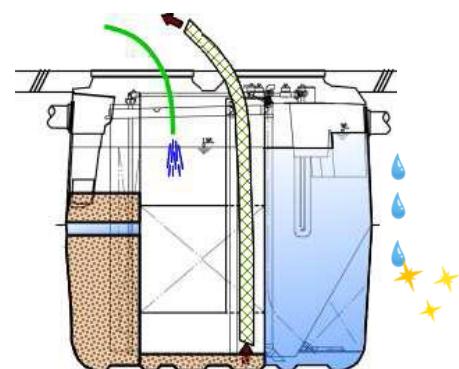
※使用状況等により、年1回以上の清掃が必要な場合もあります。また、浄化槽の種類によっては、6ヶ月に1回、2週間に1回等の頻度で清掃が必要な型式もあります。

これは浄化槽の放流水をいつもきれいな状態に保つために必要だからです。

浄化槽は年1回定期的に清掃を行って、浄化槽の中をリセットすることで、1年間正常な機能が保てるように作られています。

1年以上清掃をしないで使っていると、汚泥が溜まり過ぎたり、微生物の働きが悪くなったりして、定期的に保守点検をしても、放流水質が悪化したり、汚泥が流出したりすることがあります。

浄化槽の性能を常時100%発揮させざるには、定期的な保守点検(年3~4回)、毎年1回の水質検査(11条検査)と併せ、毎年1回の定期的な清掃の実施が欠かせないものになっています。



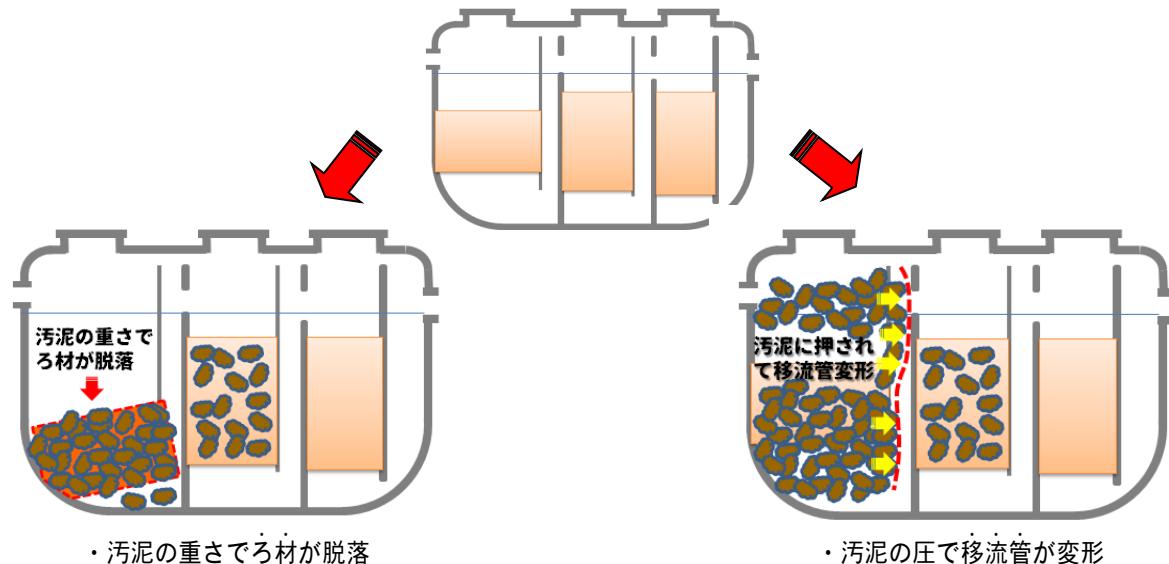
年1回の定期清掃で放流水はいつもきれい！



裏面へ

清掃をしないでいると、浄化槽が壊れる原因になります。

浄化槽の中に汚泥が過剰に溜まると、**汚泥の重みや圧力**によって、槽内の仕切板やその他の部材が**変形**したり、**破損**する原因になります。また長期間清掃しないと汚泥が浄化槽内の装置にこびり付いて、正常に機能しなくなるおそれもあります。結果としてこれらの修理には、**多額の費用**がかかることになります。



浄化槽は、一般的には、建物の耐用年数とほぼ同等の耐用年数があると言われています。

年1回の清掃を定期的に行って、正しく使用すれば、十分**長持ち***させることができます。

そして、いつまでも**100%の性能**を発揮してくれます。 *送風機、担体等一部消耗部品を除きます。

※ トイレの污水だけを処理する**単独処理浄化槽**をお使いの皆様には、雑排水も併せて処理できる**合併処理浄化槽**への転換(設置替え)をお願いします。



・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

○ 浄化槽全般に関すること

- ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
- ・前橋市役所 西部清掃事務所 （電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
- ・高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）

○ 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場

○ 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）

一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）

○ 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）